

香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第9号

香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会運営規則（平成12年香川県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定例会議) 第4条 定例会議は、<u>原則として毎月3回定例日時に開くものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が、定例会議を開く必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(定例会議) 第4条 定例会議は、<u>毎週1回定例日時に開くものとし、委員長がこれを招集する。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。